

# 下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン 第2.0版【基礎編】(パワーポイント版)

---

令和7年4月

# 基礎編「第1章」1.1 ウォーターPPPとは

- ウォーターPPPは、コンセッション方式(レベル4)と、管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5)の総称である。

- レベル4は、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定する方式
- レベル3.5は、レベル4に準ずる効果が期待できる官民連携方式であり、レベル4に段階的に移行することを見据え、長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする方式

図表 1-1 ウォーターPPPの概要

○水道、工業用水道、下水道について、PPP/PFI推進アクションプラン期間の10年間(R4～R13)において、コンセッションに段階的に移行するための官民連携方式(管理・更新一体マネジメント方式)を公共施設等運営事業と併せて「ウォーターPPP」として導入拡大を図る。  
 [管理・更新一体マネジメント方式の要件]

①長期契約(原則10年)、②性能発注、③維持管理と更新の一体マネジメント、④プロフィットシェア

○国による支援に際し、管路を含めることを前提としつつ、民間企業の参画意向等を踏まえ、対象施設を決定する。

○地方公共団体等のニーズに応じて、水道、工業用水道、下水道のバンドリングが可能である。なお、農業・漁業集落排水施設、浄化槽、農業水利施設を含めることも可能である。

○関係府省連携し、各分野における管理・更新一体マネジメント方式が円滑に運用されるよう、モデル事業形成支援を通じた詳細スキーム検討やガイドライン、ひな形策定等の環境整備を進める。

ウォーターPPP		複数年度・複数業務による 民間委託 [レベル1～3]
<b>公共施設等運営事業(コンセッション) [レベル4]</b>	<b>管理・更新一体マネジメント方式 [レベル3.5]</b> <span style="float:right">新設</span>	
長期契約(10～20年)	長期契約(原則10年)*1	短期契約(3～5年程度)
性能発注	性能発注*2	仕様発注・性能発注
維持管理	維持管理	維持管理
修繕	修繕	修繕
更新工事	【更新実施型の場合】 更新工事	
	【更新支援型の場合】 更新計画案やコンストラクションマネジメント(CM)	
運営権(抵当権設定)	*1 管理・更新一体マネジメント方式(原則10年)の後、公共施設等運営事業に移行することとする。	
利用料金直接收受	*2 民間事業者の対象業務の執行方法は、民間事業者が自ら決定し、業務執行に対する責任を負うという本来の「性能発注」を徹底。 管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能。	
上・工・下一体:1件(宮城県R4) 下水道:3件 (浜松市H30、須崎市R2、三浦市R5) 工業用水道:2件(熊本県R3、大阪市R4)		水道:1,400施設 下水道:552施設 工業用水道:19件

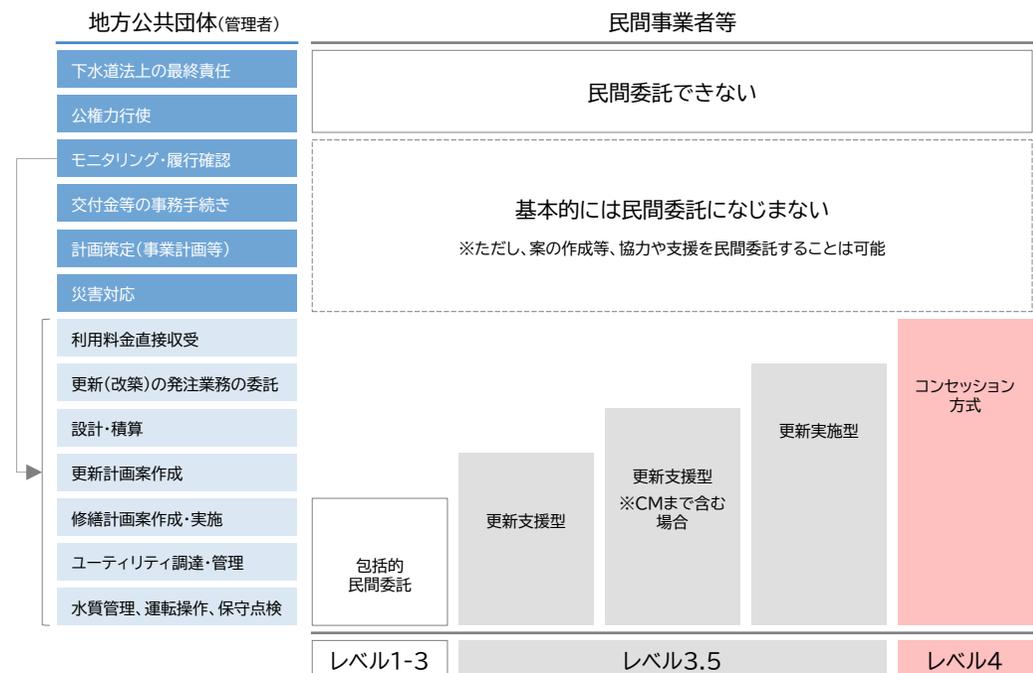
出典)内閣府「ウォーターPPPの概要」(R5.6)

# 基礎編「第1章」1.2 レベル3.5とは

○ レベル3.5は、①長期契約(原則10年)、②性能発注、③維持管理と更新の一体マネジメント、④プロフィットシェアの4要件をすべて充足する民間委託である。

- レベル3.5は、レベル4に準ずる効果・メリットを期待でき、公共施設等運営権の設定を必要としないこと等から、レベル4よりも取り組みやすいもの
- レベル3.5とレベル1～3は、事業期間の長短、性能発注の程度、修繕や改築に関する業務範囲が設定されるか否かの点で大きく異なる

図表 1-2 レベル3.5の業務範囲(イメージ)



# 基礎編「第1章」1.3 レベル4とレベル3.5の比較

- レベル4とレベル3.5は、長期契約、性能発注、維持管理と更新の一体マネジメントが重要となる点は共通・類似するが、事業期間の設定や民間事業者等の資金の自由度、公共施設等運営権設定や利用料金直接收受の有無、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下、「PFI法」という。）に基づく職員派遣の可否、WTO政府調達協定適用の有無が異なる。

- レベル4の詳細は、「下水道事業における公共施設等運営事業の実施に関するガイドライン(国土交通省、R4.3)」を参照

図表 1-3 レベル4とレベル3.5の比較

		レベル4	レベル3.5(更新実施型を想定)
レベル3.5の4要件	長期契約	● 事業期間の設定は自由 (先行事例は20年以上が多い)	● 原則10年
	性能発注	-	-
	維持管理と更新の一体マネジメント	● 直接收受する利用料金等が原資 ● 収益的収支(3条予算)/資本的収支(4条予算)の枠に縛られない事業実施も可能(※1)	● 委託料等が原資 ● 収益的収支(3条予算)/資本的収支(4条予算)の枠内で事業実施
	プロフィットシェア	● ・創意工夫等による費用縮減は民間に帰属 (利用料金直接收受による独立採算)	● 事業期間中の民間提案で仕組みが発動した場合、費用縮減分の分配も可能
その他	公共施設等運営権設定	● 必要 (公共施設等運営権に抵当権設定可能)	-
	利用料金直接收受	● 所定の利用料金は自らの収入として直接收受する	-
	PFI法に基づく職員派遣	● 可能 (第79条に基づく退職派遣)	- (公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づく職員派遣は可能)
	WTO政府調達協定(※2)	● 適用あり(一部例外あり)	● 適用あり

※下水道分野の先行事例では、資本的収支(4条予算)は地方公共団体が運営権者に支払う仕組みのものが多く、

※2都道府県、指定都市及び中核市が対象

## 基礎編「第2章」2.1 要件①長期契約(原則10年)

- 契約期間は、企業の参画意欲、地方公共団体の取組やすさ、スケールメリット、投資効果の発現、雇用の安定、人材育成等を総合的に勘案し、原則10年とする。
  
- 例外的な事業期間を設定する場合は、管理者がその理由を公表情報等に基づいて説明できる必要があり、想定される例外は次の通り
  - 施設等の改築等のタイミングを考慮することによる事業期間の微調整  
※例えば、改築等の需要が増大する期間の切れ目までを対象範囲に含む場合
  - レベル4に移行したい等の特段の意向が管理者にある場合に、客観的な情報に基づいて説明できる準備をした上で事業期間設定
  - 5年間程度の更新支援型と、10年間程度の更新実施型を組み合わせた、合計15年間程度のレベル3.5更新実施型
  - 段階的な広域型・分野横断型で一定の条件を満たす場合(詳細は、本ガイドライン実施編第2章を参照されたい。)

## 基礎編「第2章」2.2 要件②性能発注

- 性能発注を原則とする。
  - ただし、管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能。
- 
- 性能発注は、委託者が求めるサービス水準を明らかにし、受託者が満たすべき水準の詳細を規定した委託であり、仕様発注よりも性能発注の方が「民間の創意工夫の発揮」が実現しやすくなるとされる
  - また、十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返しによる契約・要求水準等の適切な規定と、これらに基づくモニタリング・履行確認の実施が必要で、明確なリスク分担(役割、責任、費用、損害分担等)が重要である
  - 管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能 ※ただし、段階的な移行は、10年の事業期間中の移行を想定
  - 性能規定の例は、次の通り。
    - 処理施設:処理後の水質が管理基準を満たしていること
    - 管路施設:人員、時期、機器、方法等は受託者に委ねた上で適切に法定の保守点検(下水道法施行令第5条の12)を実施すること

- 維持管理と更新を一体的に最適化するための方式として、維持管理と更新を一体的に実施する「更新実施型」と、更新計画案の作成やコンストラクションマネジメント(CM)により地方公共団体の更新を支援する「更新支援型」を基本とする。

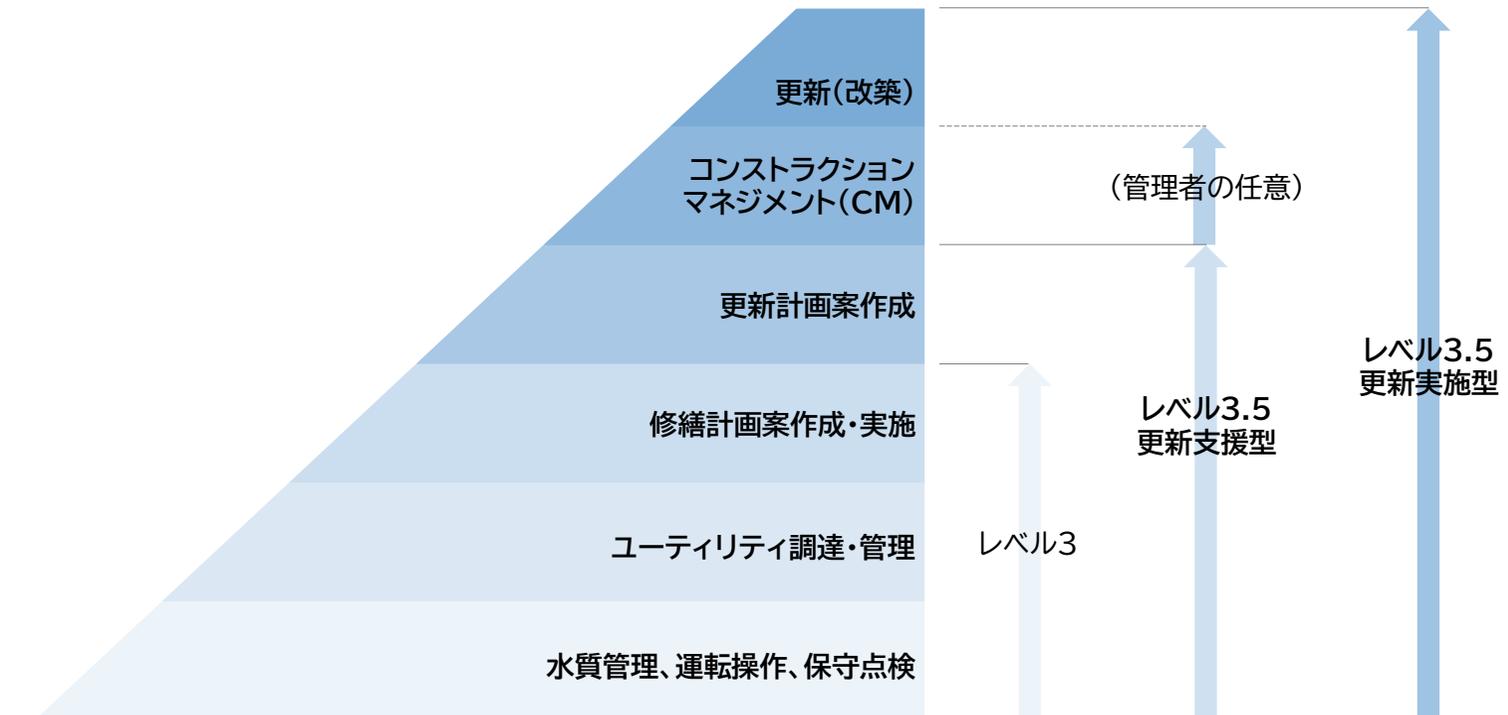
- この要件の趣旨は、同一の対象施設に、維持管理と、事業期間中の維持管理を踏まえた更新(改築)に関する業務範囲が設定されることで、維持管理上の気づき等を更新計画案の作成に反映し、これに基づく改築の結果、より効率的・効果的な維持管理を期待できるといった、維持管理と改築を一体的に最適化すること
- この要件を充足するには、入札・公募書類等で、同一の対象施設に、維持管理と、事業期間中の維持管理を踏まえた改築に関する業務範囲(更新計画案作成)を設定する必要がある

図表 2-1 入札・公募書類等の記載(イメージ)

更新支援型	更新実施型
<p><b>■ 対象施設</b> <span style="float: right;">【イメージ】</span></p> <p>本業務の対象となる施設は以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□処理場 (xx浄化センター)</li> <li>□ポンプ場 (xx中継センター)</li> <li>□管路 (幹線管きよ、枝線管きよ、マンホールポンプ、マンホール(マンホール蓋を含む)、公共汚水ます、取付管)</li> </ul> <p><b>■ 業務範囲</b></p> <p>本業務の範囲は以下の通りとし、詳細は契約書(案)、要求水準書(案)を参照すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□対象施設の維持管理(維持、修繕)</li> <li>□対象施設の更新計画案作成</li> <li>□対象施設のコンストラクションマネジメント(CM) ※含む場合</li> </ul> <p><b>■ 事業期間</b></p> <p>令和x(202x)年x月x日から令和xx(203x)年x月x日までの10年間とする。</p>	<p><b>■ 対象施設</b> <span style="float: right;">【イメージ】</span></p> <p>本業務の対象となる施設は以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□処理場 (xx浄化センター)</li> <li>□ポンプ場 (xx中継センター)</li> <li>□管路 (幹線管きよ、枝線管きよ、マンホールポンプ、マンホール(マンホール蓋を含む)、公共汚水ます、取付管)</li> </ul> <p><b>■ 業務範囲</b></p> <p>本業務の範囲は以下の通りとし、詳細は契約書(案)、要求水準書(案)を参照すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□対象施設の維持管理(維持、修繕)</li> <li>□対象施設の更新計画案作成</li> <li>□対象施設の改築(の発注)</li> </ul> <p><b>■ 事業期間</b></p> <p>令和x(202x)年x月x日から令和xx(203x)年x月x日までの10年間とする。</p>

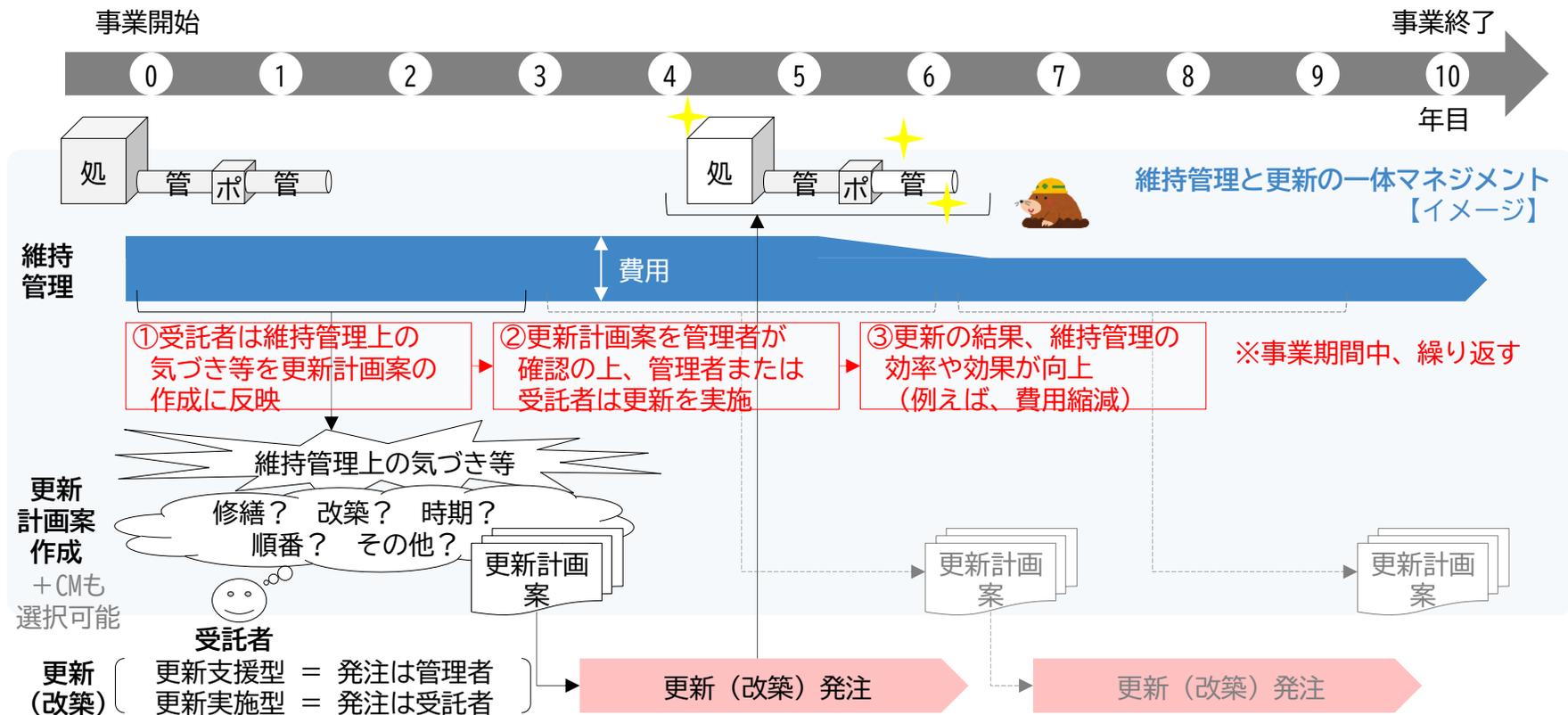
- 維持管理と更新の一体マネジメントの趣旨を踏まえ、レベル3までの業務範囲を更新計画案作成まで含むものにレベルアップさせると「更新支援型」  
※コンストラクションマネジメント(ピュア型CM方式)まで含むか否かは管理者の任意
- さらに、改築の発注業務の委託まで含むものが「更新実施型」
- レベル3.5においては、実際に維持管理を実施する民間事業者等により一層効果的な更新計画案の作成を期待
- 「更新支援型」は、更新工事(改築の発注業務の委託)以外の業務を一括で受託者に委ねることができる
- 「更新実施型」は、更新工事(改築の発注業務の委託)を含めて一括で受託者民間に委ねることができ、地方公共団体の体制補完の効果が大きい

図表 2-2 更新実施型と更新支援型のイメージ



- ①受託者は維持管理上の気づき等を更新計画案に反映し、②管理者が確認の上、管理者／受託者が改築を実施し、③この結果、維持管理の効率や効果が向上(例えば、費用縮減)することを事業期間中、繰り返すイメージ
- 更新計画案は、受託者が作成し、管理者の確認を経て、管理者が策定するストックマネジメント計画になりうるものを想定

図表 2-3 維持管理と更新の一体マネジメントの趣旨

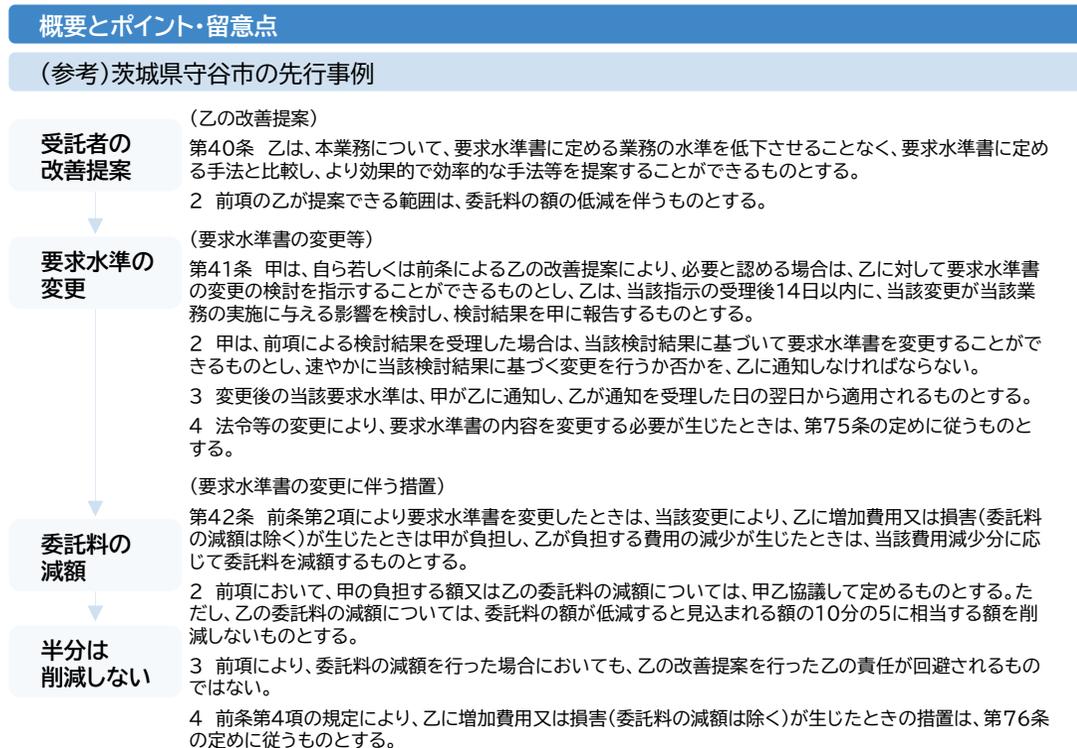


※更新実施型の場合、受託者のもと維持管理と調整して更新(改築)を実施可能等の効果・メリットも考える

- 事業開始後もライフサイクルコスト縮減の提案を促進するためプロフィットシェアの仕組みを導入することが必要。

図表 2-4 茨城県守谷市の先行事例(参考)

- 「プロフィット」とは「費用縮減分」をいい、「シェア」は、費用縮減分を官民で分配することであり、官民で分配する割合(比率)は管理者の任意
- プロフィットシェアの仕組みの導入で要件は充足し、発動の有無は問わない
- プロフィットシェアの発動条件は、事業期間中に受託者からの提案を管理者が受け、民間事業者等の入札・公募時の提案も含め契約時に約束された計画や手法等が変更されること
- 入札・公募時の要求水準を下回るような変更は、入札・公募時の競争条件の変更になるため想定外
- 受託者が費用縮減分を発生させた場合も、プロフィットシェアの仕組みの発動に伴うものでなければ、分配も発生せず、費用縮減分は受託者に帰属



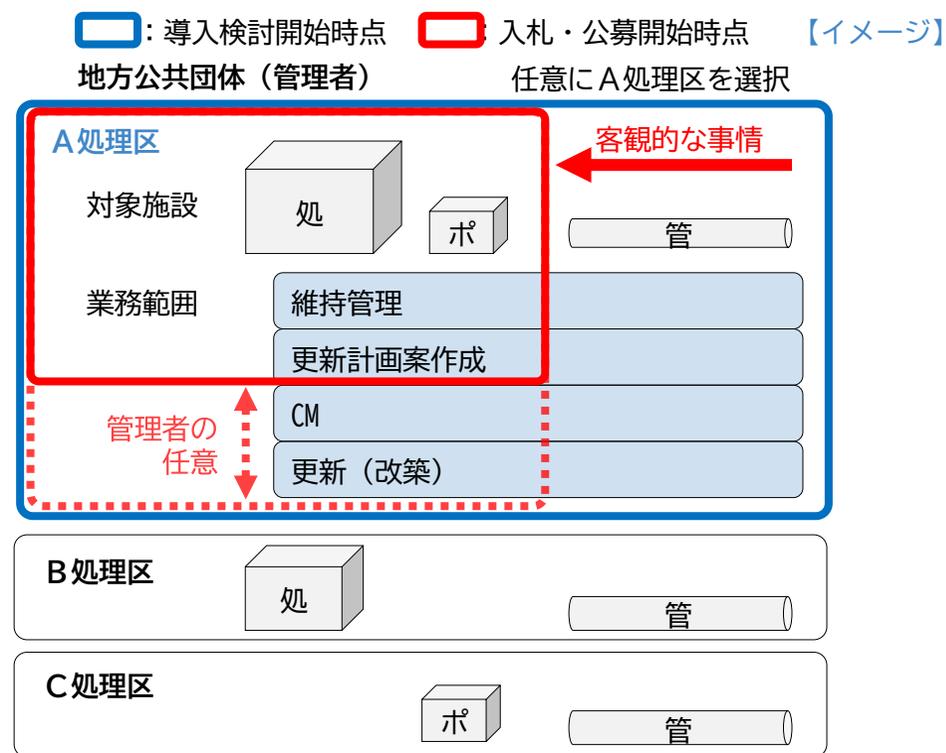
出典)守谷市「守谷市上下水道施設管理等包括業務委託契約書」(R4.12)

# 基礎編「第3章」3.1 対象施設・業務範囲の設定の考え方

- まずは少なくとも一つの処理区を選択し、そのすべての施設について、維持管理と更新(改築)の一体的なマネジメントの観点から関係するすべての業務を念頭に置いて、導入検討を開始する。

図表 3-1 対象施設・業務範囲設定の考え方(一例)

- 一般論として、事業規模が大きいほど期待する効果・メリットも大きくなり、持続性の向上等に資することが考えられる
- このため、少なくとも一つの処理区のすべての施設について、維持管理と更新(改築)の一体的なマネジメントの観点から関係するすべての業務(以下「すべての施設等」という。)を念頭に、導入検討を開始する必要がある
- 入札・公募の開始(書類要項等の公表)時点で、対象施設・業務範囲の設定が、少なくとも一つの処理区のすべての施設等ではない場合、この理由について、管理者は客観的な情報に基づいて説明できる必要がある
- 「管理者の任意」部分の情報収集、「客観的な情報」の収集の詳細については、本ガイドライン基礎編(4.1、4.2)を参照

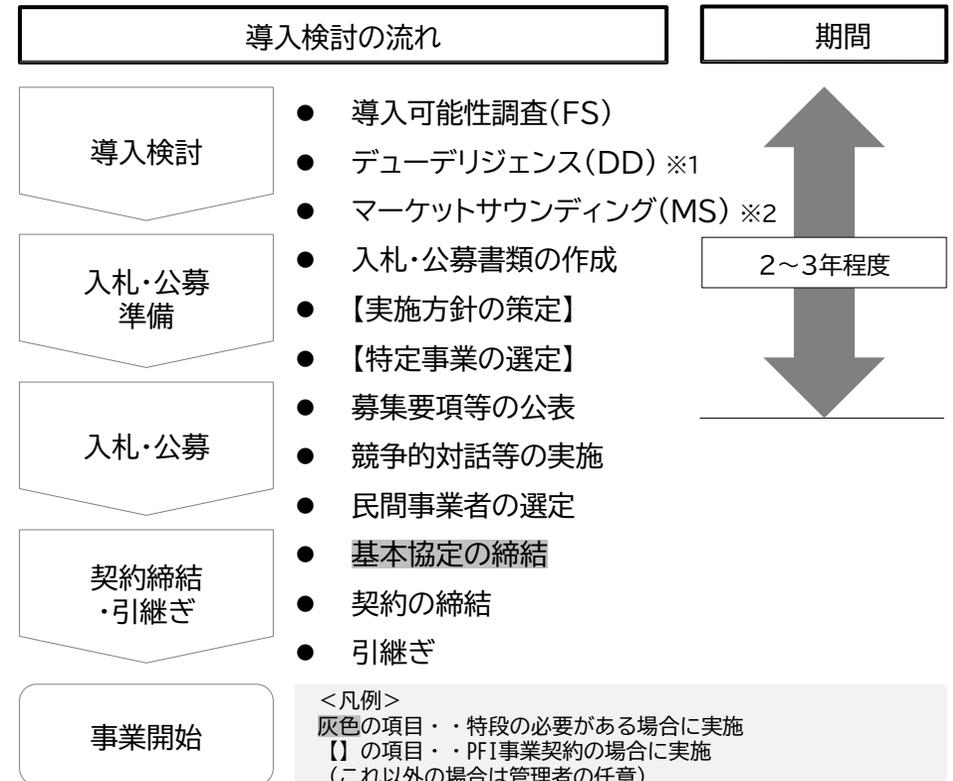


## 基礎編「第3章」3.2 導入検討の流れ

- レベル3.5の導入検討には、一定程度の期間が必要となる。
- 想定する事業開始や入札・公募開始の時期を考慮しながら、導入検討、入札・公募準備、入札・公募(受託者の選定)、契約締結・引継ぎ、事業開始の流れで進める。

- 受託者の選定までは、2～3年程度の期間が必要になると考えられる
- 図表 3-2は例示であるが、一般的には、想定する事業開始や入札・公募開始の時期を考慮しながら導入検討、入札・公募準備、入札・公募(受託者の選定)、契約・引継ぎ、事業開始の流れで進めることが考えられる
- 例えば、他処理区、導入検討に含まれない他施設・他業務、既存の業務委託契約の期間、地方公共団体の組織体制・技術継承、モニタリング・履行確認、リスク分担、民間事業者等の参画意向等を総合的にふまえて進める必要がある
- なお、レベル3.5の実施を経ずに、レベル4を実施することも可能

図表 3-2 導入検討の流れ(一例)



※1 デューデリジェンス 導入検討を進めるための補完的な情報整理

※2 マーケットサウンディング 民間事業者等への意向調査 (情報開示・官民対話)

## 基礎編「第3章」3.3 ウォーターPPPによる解決を期待する課題の確認

- 事業・経営の課題を確認し、ウォーターPPPにより解決を期待する事項を整理することが重要である。

- 地方公共団体が策定済みの経営戦略、ストックマネジメント計画等も参照し、ヒト、モノ、カネ等の観点から、事業・経営の課題を確認し、ウォーターPPPにより解決を期待する事項を整理
- この際、例えば、現場の実務で発生している課題を聞き取り、とりまとめることも考えられる
- 洗い出した課題は一覧にまとめ、重要度や緊急度等も考慮し、対応時期やウォーターPPPによる解決を期待できるか等を整理することで、例えば、「管理者の任意」部分の判断資料となる
- なお、詳細は、「下水道事業におけるPPP/PFI手法選択のためのガイドライン(国土交通省、R5.3)」を参照のほか、「下水道経営改善ガイドライン(公益社団法人日本下水道協会、H26.6)」、「経営戦略策定・改定マニュアル(総務省、R4.1)」等も参考

図表 3-3 課題の確認・整理一覧表(一例)

中項目	課題	重要度	対応時期	対応策(案)	PPP/PFI(官民連携)での対応	対応策の項目
人口・処理水量						
各施設の劣化及び投資状況	管路					
	施設					
事故発生状況・施設の課題						
職員・技術者数						
直営担当業務・委託状況						
財務収益性						
財務安全性						
その他(他事業連携、省エネ、デジタル、広域化等)						

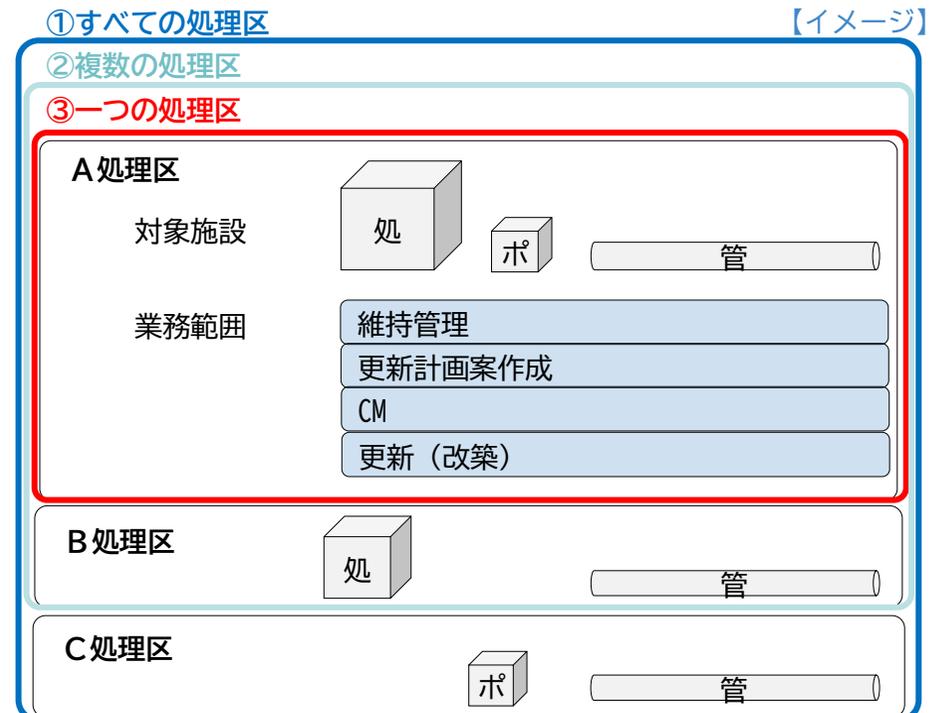
出典)国土交通省「下水道事業におけるPPP/PFI手法選択のためのガイドライン」(R5.3)

## 基礎編「第3章」3.4 少なくとも一つの処理区を選択

- 導入検討の開始に際し、まずは少なくとも一つの処理区を選択する。

- 事業・経営の課題解決、持続性向上等の観点から導入検討を開始
- その際、すべての処理区、複数の処理区、一つの処理区のいずれかを、管理者の任意で選択

図表 3-4 導入検討を開始する処理区を選択



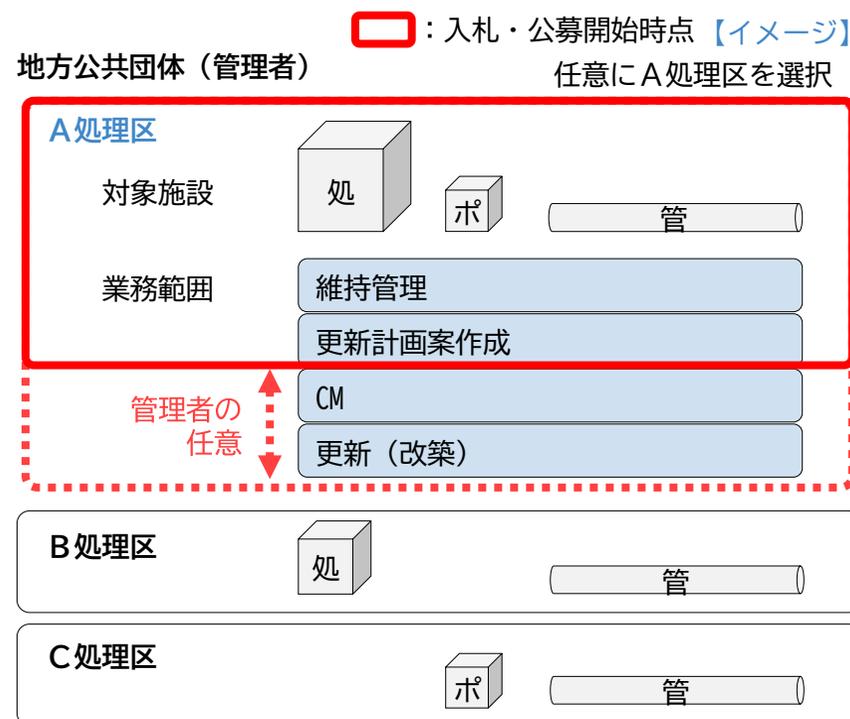
## 基礎編「第3章」3.5 対象施設・業務範囲の設定

### 3.5.1 少なくとも一つの処理区のすべての施設等を設定する場合

- 「少なくとも一つの処理区のすべての施設等を対象範囲に設定する事業期間10年の民間委託」として入札・公募を開始する場合、「客観的な事情」は不要である。

- まずは「選択した処理区のすべての施設等を対象範囲に設定する事業期間10年の民間委託」(以下「案1」という)を念頭に置いて、導入検討を進めるところ、仮に、このまま入札・公募を開始する場合、「客観的な事情」(＝管理者が客観的な情報に基づいて説明できること)は不要となる
- 処理区を選択、更新実施型/更新支援型の選択、処理方式の変更等の大規模な更新(改築)工事は事業範囲外とすること等、「管理者の任意」部分については、管理者の適切な判断による

図表 3-5 すべての施設等を対象範囲に設定する場合

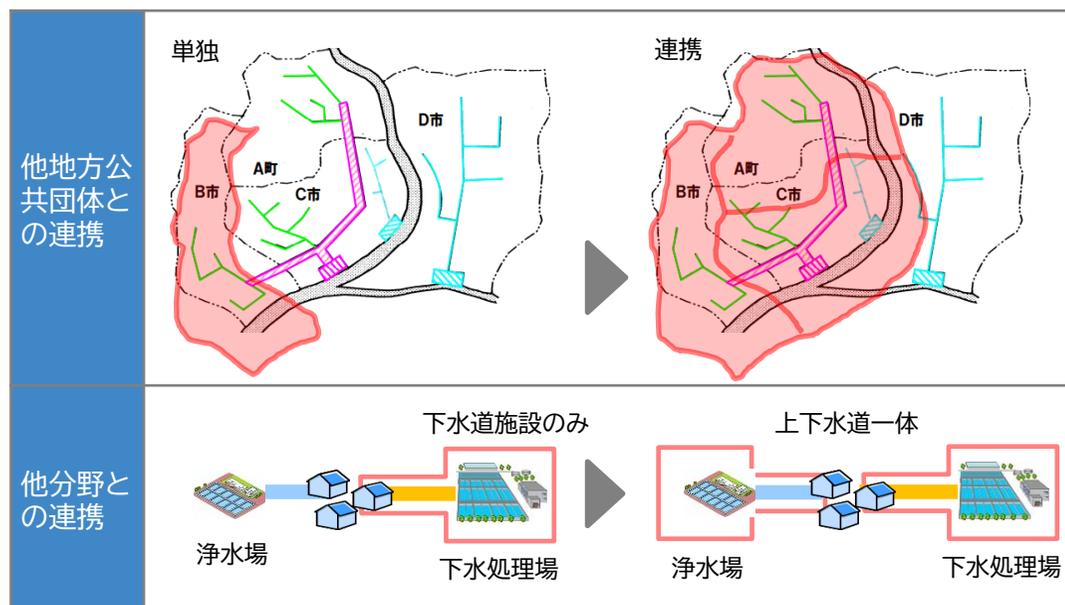




- レベル3.5は、水道、工業用水道、下水道分野のそれぞれで導入することも、連携して導入することも可能である。
- 他地方公共団体との連携や、農業・漁業集落排水施設、浄化槽、農業水利施設を含めることも可能である。

- レベル3.5は水道、工業用水道、下水道分野と連携して導入することも可能
- 他地方公共団体との連携や、農業・漁業集落排水施設、浄化槽、農業水利施設を含めることも可能
- 令和5年度補正予算から、ウォーターPPPの導入検討費用の支援制度を創設し、他地方公共団体との連携や、水道等の他分野連携等に対して上限額を拡充する等のインセンティブを設定
- また、上下水道一体のウォーターPPP内の改築等整備費用に対し、令和6年度より交付金等の重点配分

図表 3-7 他地方公共団体や他分野との連携(イメージ)



## 基礎編「第3章」3.7 交付金等要件化の概要

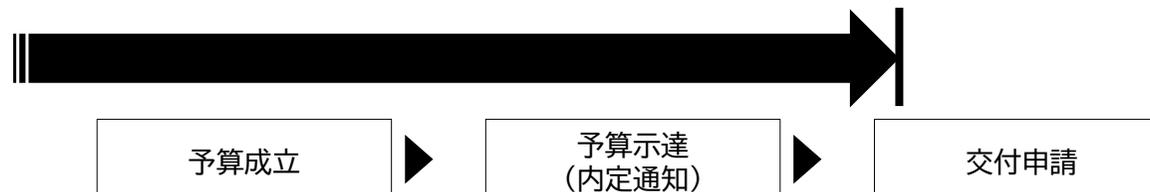
- 汚水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている汚水管の耐震化を除き、ウォーターPPP導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化する。

- 交付金等の要件充足には、基礎編3.1対象施設・業務範囲の設定の考え方(詳細は本ガイドライン3.4、3.5参照)が前提
- よって、入札・公募の開始(募集要項等の公表)時点で、対象施設・業務範囲の設定が、少なくとも一つの処理区のすべての施設等ではない場合、この理由について、管理者は客観的な情報に基づいて説明できる必要がある
- 令和9年度以降に汚水管改築の交付金等を受けるには、「ウォーターPPP導入を決定済み」であることが必要
- 「ウォーターPPP導入を決定済み」は、レベル3.5の場合、実施方針の公表等では足りず、入札・公募の開始(募集要項等の公表)を意味(入札・公募以外の民間事業者等の選定等の場合は契約締結、入札・公募以外の民間事業者等の選定等の場合は、契約締結)
- 「令和9年度以降に要件化」については、令和9年度以降、交付金等を充足した後に、汚水管の改築に関する要素事業について交付申請することが可能

図表 3-8 令和9年度以降の要件化後の交付金等交付申請手続き(イメージ)

【令和9年度以降】

交付申請までの要件充足(入札・公募の開始=募集要項等の公表)が必要

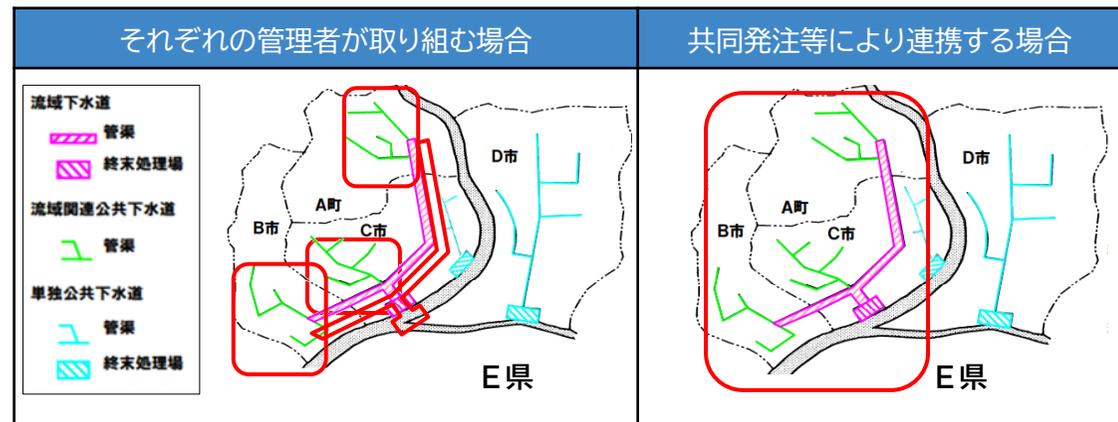


# 基礎編「第3章」3.7 交付金等要件化の概要

○ 流域下水道、流域関連公共下水道も、それぞれ、交付金等の要件充足が必要である。

- 流域下水道、流域関連公共下水道も、それぞれで交付金等の要件充足が必要
- 複数の管理者が連携して取り組む場合、そのすべての管理者が同時に交付金等の要件充足をすることも可能
- 例えば、共同発注で「導入を決定済み」とすれば、共同したすべての管理者について交付金等の要件充足

図表 3-9 流域下水道、流域関連公共下水道の導入検討(イメージ)



## 基礎編「第3章」3.8 交付金等要件化の対象

- 令和9年度以降、交付金等要件化の対象は、「污水管の改築に係る国費支援」である。
- 交付金等要件化の対象となる交付金等(国費支援)は、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金、沖縄振興公共投資交付金、個別補助金(下水道事業費、下水道防災事業費)を想定している。

- 「污水管」は、「下水道施設の改築について」(R4.4.1国水下水事第67号下水道事業課長通知)の別表1. 土木建築・付帯設備で大分類が「管路施設」の範囲とし、別表2. 機械設備、3. 電気設備の改築は交付金等要件化の対象外
- 「污水管の『改築』に係る国費支援」であることから、例えば、污水管の新設(未普及対策)等は交付金等要件化の対象外
- 下水道ストックマネジメントの支援制度と下水道総合地震対策事業における管路の「改築」も交付金等要件化の対象(ただし、緊急輸送道路と重要物流道路の下に埋設されている管路の耐震化は例外)であり、その計画策定や調査・診断の費用はについても交付金等要件化の対象
- なお、レベル3.5の対象施設・業務範囲として、交付金等を受ける污水管の改築が設定される必要はない

図表 3-10 交付金等要件化の対象と標準耐用年数

大分類	中分類	小分類	年数
管路施設	管 き よ (マンホール間)	鉄筋コンクリート	50
		遠心力鉄筋コンクリート	
		陶	
		硬質塩化ビニル	
		FRPM	
		鋳 鉄	
		ダクタイル鋳鉄	
		鋼	
	柵	コンクリート	50
		硬質塩化ビニル	
	取 付 管	硬質塩化ビニル	50
		陶	
		遠心力鉄筋コンクリート	
マ ン ホ ール	本体(コンクリート製)	50	
	本体(硬質塩化ビニル製)		
	本体(レジンコンクリート製)		
	鉄蓋(車道部)	15	
	鉄蓋(その他)	30	
共 通	内部防食	10	

# 基礎編「第4章」4.1 「管理者の任意」部分の情報収集

○ 「管理者の任意」部分は、管理者が自由に判断可能である。

- 基礎編3.1の「管理者の任意」部分(例えば、処理区  
の選択、更新実施型／更新支援型の選択等)は、管  
理者の適切な判断に委ねられ、管理者が自由に判断  
可能
- 業務範囲の設定について、一般論として、事業規模  
が大きいほど期待しうる効果・メリットも大きくなり、  
持続性の向上等に資することが考えられるため、民  
間事業者等の参画意向等も踏まえつつ、大きな業務  
範囲の設定を想定することが望ましい
- 一方、地方公共団体に残すべきものの観点から考え  
ることも重要
- また、既存の業務委託契約と期間が重なる等の事情  
により、現状、業務範囲の設定に含められないが、今  
後、含めることが不可能ないし望ましいものについて  
は、段階的な拡大も想定し、整理・調整を進める必要  
があると考えられる(詳細については、「下水道事業  
におけるPPP/PFI手法選択のためのガイドライン  
(国土交通省、R5.3)」を参照)

図表 4-1 業務範囲の設定に際しての考え方

項目	検討方針
基本的な 考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間事業者等が得意とする専門的な知識や経験、技術力が必要な業務等につ いて委託を検討する。</li> <li>・ 地方公共団体の状況等により対象業務範囲を段階的に拡大させていくことも 考えられる。</li> </ul>
既存計画・ 事業との 整合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存計画との整合性に留意して業務範囲を検討する。</li> <li>・ 制度上民間事業者等へ委託できない業務は委託範囲から除外する(公権力の行 使を伴う業務など)</li> <li>・ 現時点で民間事業者等へ委託している業務については、引き続き委託するこ とを想定したうえで検討する。</li> </ul>
事業期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 長期的な目線で委託可否を検討し、すぐに委託が難しいと考えられる業務につ いては、段階的に委託することを想定する。</li> </ul>
事業の競 争性確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 競争環境を創出するという観点から、民間事業者等の参入意欲を高めるため委 託範囲(事業規模)は広く想定する。</li> <li>・ 業務を受託できる民間事業者等が1社等に限定され競争性が阻害されるよう な業務は対象外とすることを検討する。</li> </ul>
モニタリ ング・履行確 認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象業務に対する、地方公共団体におけるモニタリング・履行確認の実施体制 を検討する必要がある。</li> </ul>

出典)国土交通省「下水道事業におけるPPP/PFI手法選択のためのガイドライン」(R5.3)

## 基礎編「第4章」4.2 「客観的な情報」の収集

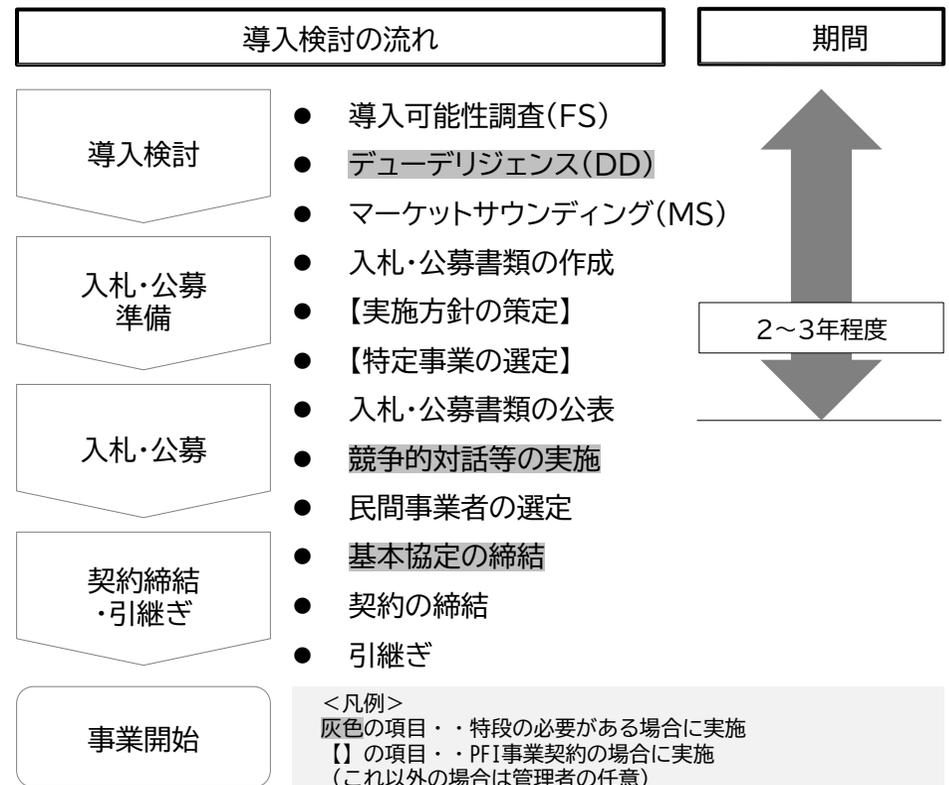
- 対象施設や業務範囲の設定等に際し、「管理者は客観的な情報に基づいて説明できる必要」が発生する場合がある。
  - 管理者が、対外的に説明できることが必要である(形式等は問わない)。
- 
- 本ガイドライン3.1の「客観的な事情」(＝管理者が客観的な情報に基づいて説明できること)が必要となる場合には、対外的に説明できる準備をしておく必要がある(形式等は問わない)
  - なお、「管理者の任意」部分については、「客観的な事情」は不要
  - 客観的な情報の一例は次の通り
    - FSやMSの結果や経過
    - 外部有識者に対し、結論ありきではなく、必要な情報を十分に説明した上で出された意見
    - VFM(Value for Money)の結果
  - FSやMS等を活用して客観的な情報を収集する場合、基礎編3.5.2のとおり、案1と案2を選択肢に挙げた上で、民間事業者等の参画意向等も踏まえて比較等が必要
  - 外部有識者に意見を求める場合も、断片的な情報ではなく検討に必要な情報を提示した上で意見を求め、案1と案2の差分について情報収集・整理する必要がある

# 基礎編「第5章」 入札・公募等

- 更新実施型・更新支援型ともに、受託者の選定に際し、総合評価方式(一般競争入札)、公募型プロポーザル方式(随意契約)等を選択できる。

- 更新実施型・更新支援型ともに、総合評価方式(一般競争入札)、公募型プロポーザル方式(随意契約)等を選択できるが、基本的に価格だけでなく提案内容も競争の上で受託者が選定される想定
- なお、更新実施型の場合、PFI事業契約が原則とされ、PFI事業契約の場合、図表 3-2を参照
- レベル3.5は、長期契約、性能発注により、維持管理と更新を一体的にマネジメントする方式であることから、民間事業者等の技術力等を適切に評価して選定する必要があり、入札・公募書類の記載について、必要十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返しの結果や経過を反映することが重要
- 一般的な処理場等包括的民間委託の公募型プロポーザル方式の流れについては、「処理場等包括的民間委託導入ガイドライン((公益社団法人公社)日本下水道協会、R2.6)」を参照
- なお、総合評価一般競争入札も公募型プロポーザル方式とほぼ同様の流れである

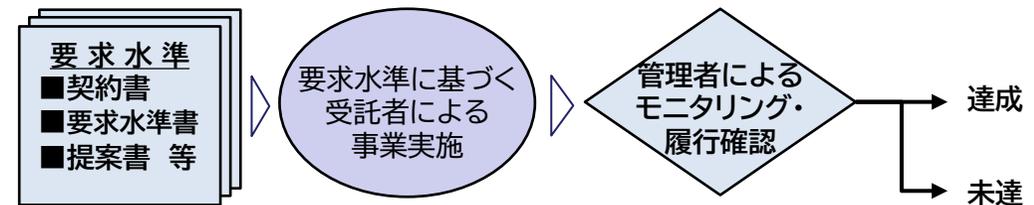
(再掲) 図表 3-2 導入検討の流れ(一例)



- 事業実施中の受託者によるセルフモニタリング、管理者によるモニタリングが重要である。また、必要に応じて第三者によるモニタリング等も組み合わせることも考えられる。これらにより、管理者にとって必要十分なモニタリング・履行確認モニタリングを実施されたい。

- モニタリング・履行確認とは、受託者が契約等に規定された業務を適正かつ確実に履行し、要求水準を達成しているか否か等を確認するもの
- モニタリング・履行確認で契約書や要求水準書に規定する内容等が充足されていないことが判明した場合、管理者は受託者に対して是正措置等を要求することができる
- レベル3.5は、長期契約(原則10年)、維持管理と更新(改築)の一体マネジメントが要件であり、これまでの包括的民間委託等よりも事業規模が大きくなりやすいこと等から、モニタリング・履行確認の必要性や重要性は高いことが考えられる
- また、性能発注(要求水準)の履行確認、リスク分担の具体的な調整・実現、プロフィットシェアの費用縮減分の確定や分配の調整・実現など、モニタリング・履行確認の役割・機能が要求される場面も多いと想定

図表 6-1 モニタリング・履行確認の重要性



## 基礎編「第7章」 事業終了時

- 事業終了時には、事後検証や次期に向けた引継ぎ等が必要となる。
  - 次期入札・公募の競争性確保等のため、受託者が事業終了時に必要な情報を管理者に受け渡すこと、管理者が受け取った情報を次期入札・公募に際し、開示すること等について、あらかじめ合意しておくことが望ましい。
- 
- 事業終了時には、事後検証や次期に向けた引継ぎ等が必要となり、次期入札・公募の競争性確保等のため、受託者が事業終了時に必要な情報を管理者に受け渡すこと、管理者が受け取った情報を次期入札・公募に際し、開示すること等について、あらかじめ合意しておくことが望ましい
  - 事後検証で、財政負担の軽減、サービスの向上等の効果や課題を明らかにした上で、次期について考えることとなるが、レベル3.5の後継としてレベル4を選択肢の一つに含めて検討することが望ましい
  - また、受託者は、管理者との間であらかじめ定めた要求水準等を充足する状態にして、施設等を管理者ないし次期受託者へ引き継ぐ必要がある
  - この際、受託者は、引継事項の整理を行った上で、管理者ないし次期受託者に対する引継ぎや技術指導を実施
  - 引継ぎに必要な事項の一例は次の通り
    - 運転操作マニュアル
    - 施設運転時における機能の発揮状態
    - 物品の在庫等
  - 引継事項は、管理者が具体化し、要求水準等に記載することで、管理者ないし次期受託者へ円滑に引き継ぐことが可能となると考えられる